

飛驒の匠文化館展示改修実施設計業務委託仕様書

1 業務の目的及び概要

飛驒市（以下「市」という。）は、公益財団法人日本ナショナルトラストが飛驒の匠の使用した大工道具の収集、保管及び展示または伝統産業等の展示、実演ならびに集会施設として一般の利用に供することを目的に建設した飛驒の匠文化館の無償譲渡を受けるにあたり、より主体的かつ自由度を持って当該施設建設の目的を達成するため、令和6年度に有識者や市民からなる飛驒の匠文化館リニューアル検討委員会を設置し、今後の当該施設運営の基本的な考え方をまとめた「飛驒の匠文化館基本構想・基本計画」（以下「基本構想・計画」という。）を策定した。

本業務は、基本構想・計画の内容に基づき展示空間及び情報発信環境を整備するため、飛驒の匠文化館展示改修実施設計業務（以下「実施設計業務」という。）を行うことを目的とする

2 業務名

飛驒の匠文化館展示改修実施設計業務

3. 実施期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

4. 施設の概要

(1) 施設名称

飛驒の匠文化館

(2) 施設所在地

飛驒市古川町壺之町10番地1

(3) 建物の構造

木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

(4) 床面積

1階 197.50平方メートル / 2階 192.30平方メートル

(5) 施設運用の基本方針

別添基本構想・計画のとおり

5 業務内容

受託者は、別途市が指名する専門家、有識者、その他関係者と密に連携し、飛驒の匠文化館基本構想・基本計画に基づき、飛驒の匠文化館展示改修実施設計書を作成する。

① 展示計画作成に関する業務

(1) 展示設計説明書

(2) ゾーニング及び動線

(3) レイアウト及び展示演出方法

(4) 展示に必要となる設備

② 設計図書の作成に関する業務

- (1) 意匠図（平面図・展開図）の検討、作成
- (2) 展示アイテム（展示物、映像・音響、模型・造形、解説文・グラフィック、演出照明、デジタル展示など）の詳細仕様、図面等の作成

ア 造作・什器図

イ 模型・造形図

ウ 映像及び情報検索システム図

エ 映像ソフトシノブシス・検索ソフト構成図

オ グラフィック・サイン図

カ 電気・照明設備図

キ その他必要な図面

- (3) 内観イメージパースの作成

- (4) 展示設計説明書の作成

- (5) 展示製作工程計画の作成

- (6) 展示整備費及び維持管理費の算出

※維持管理費は10年間分を算出すること（ただし、物価上昇は加味しない）

③ 運営・広報計画作成に関する業務

- (1) 運営計画（体制・組織・活動等）の作成

- (2) 広報計画の作成

③ その他設計に必要な業務

- (1) 専門家、有識者、その他関係者との協議及び打合せ及び議事録の作成・提出（当該有識者等に対する謝礼及び旅費は含まない）

- (2) 市との打合せ及び議事録の作成・提出（リモートを含む）

※ 展示改修実施設計書の作成に係る改修の範囲は原則として展示及び内装とし、躯体は含まない。

6 成果品

本業務に係る成果品は以下のとおりとする。なお、本成果品の著作権は飛騨市が保有するものとする。

- ① 展示改修（リニューアル）に係る実施設計書 … 2部
※ 図面、仕様書、数量計算書、概略工程表、その他展示リニューアル及びリニューアルに必要な内装等改修の発注に必要な図書
- ② 展示整備費及び維持管理費に係る概算見積書 … 各1部
※展示整備費には相見積もり比較表、電気歩掛表、仮設等の数量表を含む）
- ③ 専門家、有識者、その他関係者との協議及び打合せならびに
市との打合せ議事録及び関連資料 … 1部
- ④ 上記を記録した電子媒体 … 1式
※PDFデータをCR-RまたはDVD-Rに記録
- ⑤ その他発注者が必要と認めたもの

7 運営及び管理

(1) 専門家、有識者、地元関係者との連絡調整

業務の実施にあたっては、当該業務の各分野に精通した専門家、有識者、地元関係者等との打合せや調整を十分に行い、助言を仰ぐことで展示及び情報発信の質の向上ならびに基本構想・計画の具現化に努めること。

(2) 業務実施体制

業務を円滑に実施するため、地方公共団体、公益財団法人及び独立行政法人等の資料館、博物館の展示に係る実施設計業務の経験があり、かつ専門家、有識者、地元関係者等との密な調整を行う能力を有する人員を本業務の主任者として設置すること。

8 その他

(1) 市は本業務を達成するために、受託者の求めに応じて市が有する提供可能な関連データ等の提供を行うものとする。

(2) 市及び受託者は、本業務の目的を達成するため両者による打合せを随時行うことができるものとする。

(3) 市は、業務状況、遂行状況等に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。

(4) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、本業務委託プロポーザルに係る企画提案書記載事項に基づくほか、市と受託者が協議のうえ定めることとする。

(5) 受託者が本委託業務の遂行にあたり知り得た市、個人、事業者等の情報の取り扱いについては十分注意し、本委託業務終了後も、他に開示、漏えい及び目的外利用をしてはならない。また、それらの個人情報の漏えいにより生じた損害については、すべて受託者の責任において処理すること。

(6) 原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ市に協議し承諾を得た場合はこの限りではない。